

神勞発基 0614 第 4 号  
令和元 年 6 月 14 日

団体の長 殿

神奈川労働局長

7月からの職場における熱中症予防対策の徹底について(広報依頼)

日頃から、労働基準行政の運営につきまして、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県下では、昨年7月から8月にかけて、熱中症により4名の方が仕事中に亡くなりました。今年も夏期の暑さが厳しくなるこれからの時期は熱中症の多発が危惧されるところです。

厚生労働省では、5月～9月を「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」として、熱中症予防対策を各事業場に呼び掛けています。特に7月は重点取組期間であり、対策の徹底を強調しているところです。

つきましては、別紙例文「職場における熱中症警戒のお願い」を参考としていただき、貴団体の広報誌、ホームページ等に周知文を掲載していただく等、会員事業場への周知について御理解、御協力を賜りますようお願い致します。

あわせて、同封のリーフレット及び以下のホームページについても適宜御参照いただき、熱中症対策掲載のページへリンクを張るなど、情報提供への御協力もお願い申し上げます。

おって、広報誌等に掲載いただきました場合は、誠にお手数ではございますが、下記担当宛て写し等を送付いただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

参 考

熱中症予防対策 神奈川労働局ホームページ

【各検索エンジンに「神奈川労働局 熱中症対策」と入力し検索いただきますと、当該サイトへ容易に行き着きます。】

〔問合せ先〕 神奈川労働局労働基準部健康課

TEL 0 4 5 - 2 1 1 - 7 3 5 3

(内線 6078 : 塚田)

Fax 0 4 5 - 2 1 1 - 0 0 4 8



## 職場における熱中症警戒のお願い

- 水分・塩分のこまめな補給、作業時間の短縮・早めの休憩
- 暑さへ身体が順応していないときは特に注意
- 一人にしない（体調不調後はもちろん作業中も極力一人にしない）
- 躊躇せず救急車を呼ぶ
- 早めに医師の診断
- W B G T 値（暑さ指数）の測定器の活用

詳しくは、神奈川労働局労働基準部健康課（045-211-7353）まで

# STOP! 熱中症

# クールワークキャンペーン

令和元年5月～9月

## — 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

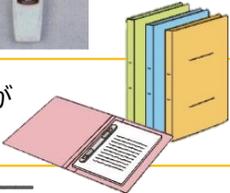
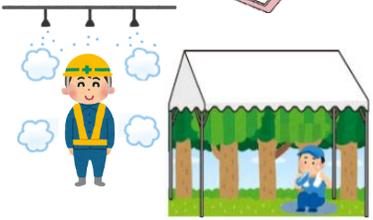
●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

**確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!**

### 準備期間（4月1日～4月30日）

|                          |                            |  |   |
|--------------------------|----------------------------|--|---|
| <input type="checkbox"/> | <b>暑さ指数（WBGT値）の把握の準備</b>   | JIS規格「JIS B 7922」に適合した <b>暑さ指数計</b> を準備しましょう。  |   |
| <input type="checkbox"/> | <b>作業計画の策定など</b>           | 暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう <b>余裕を持った作業計画</b> をたてましょう。  |  |
| <input type="checkbox"/> | <b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b>     | 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 <b>暑さ指数を下げる方法</b> を検討しましょう。また、作業場所の近くに <b>冷房</b> を備えた休憩場所や <b>日陰</b> などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | <b>服装などの検討</b>             | <b>通気性のいい作業着</b> を準備しておきましょう。 <b>送風機能のある作業服</b> や <b>クールベスト</b> なども検討しましょう。  |  |
| <input type="checkbox"/> | <b>教育研修の実施</b>             | 熱中症の防止対策について、 <b>教育</b> を行いましょ。  |  |
| <input type="checkbox"/> | <b>熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立</b> | 熱中症に詳しい人の中から <b>管理者を選任</b> し、事業場としての <b>管理体制を整え</b> ましょう。  |  |
| <input type="checkbox"/> | <b>緊急事態の措置の確認</b>          | 体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。  |   |

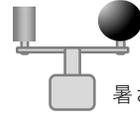
【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）

# キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

## STEP 1

### ☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

## STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

|                          |                  |  |                   |
|--------------------------|------------------|--|-------------------|
| <input type="checkbox"/> | 暑さ指数を下げるための設備の設置 |  | <p><b>休憩！</b></p> |
| <input type="checkbox"/> | 休憩場所の整備          |  |                   |
| <input type="checkbox"/> | 涼しい服装など          |  |                   |
| <input type="checkbox"/> | 作業時間の短縮          | 暑さ指数が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、暑さ指数に応じて <b>作業の中止</b> 、 <b>こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。                    |                   |
| <input type="checkbox"/> | 熱への順化            | 暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り</b> 、 <b>1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。   |                   |
| <input type="checkbox"/> | 水分・塩分の摂取         | のどが渴いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。  |                   |
| <input type="checkbox"/> | 健康診断結果に基づく措置     | <b>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 |                   |
| <input type="checkbox"/> | <b>日常の健康管理など</b> | 前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。                |                   |
| <input type="checkbox"/> | 労働者の健康状態の確認      | 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。  |                   |

## STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

### ☐ **異常時の措置**

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **一旦作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまししょう。**
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましよう。**



# 熱中症に警戒を!!

2018年(平成30年)熱中症による神奈川県内の

休業4日以上の死傷者数 **74名**  
 死亡者数 **4名**



神奈川県内における熱中症発生状況  
 (死亡及び休業4日以上災害)



### 熱中症とは?

高温・多湿の環境下で、体内の水分および塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、症状などにより以下のように分類されます。

本格的な夏を迎える前から、あらゆる職場で熱中症の予防対策を計画的に進め、

働く人の身を守りましょう。

## 1 症状

重症度 小

熱中症 I度



めまい・失神

「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともある。



筋肉の硬直

「こむら返り」のこと。「熱けいれん」と呼ぶこともある。



大量の発汗

重症度 大

熱中症 III度



頭痛

体がぐったりする、力が入らない、など。従来「熱疲労」と言われていた状態。



吐き気・嘔吐



倦怠感・虚脱感



意識障害・けいれん

呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつげがある、まっすぐに歩けない、など。



手足の運動障害



高い体温

体に触れると熱いという感触があります。

※ 風邪など他の病気、中毒にも似た症状があります。始業前、休憩時など、体温を定期的にチェックしましょう。



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川県産業保健総合支援センター

# 2

## 予防対策

### 職場における熱中症予防対策のポイント

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場所などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

#### ① 休憩場所の整備



- 冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所の設置
- 氷、冷たいおしぼりなどの身体を適宜に冷やすことのできる物品や設備の設置
- 飲料水・塩分などの備付け

#### ③ 作業時間の短縮

- 作業の休止時間・休憩時間の確保、連続作業時間の短縮、身体作業強度が高い作業の回縮

#### ④ 熱への慣れ・適応

- 計画的な熱への順化期間の設定

#### ⑤ 水分・塩分の摂取



#### ⑥ 通気性の良い服装の着用

- 通気性のいい作業着や、クールベストなどの着用の検討



#### ⑦ 日常の健康管理

- 健康診断結果などによる作業者の健康状態の把握（糖尿病、高血圧、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります）



#### ⑧ 熱中症についての教育

- 熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急処置、熱中症の事例についてあらかじめ教育を行う

#### ② 暑さ指数 (WBGT値) の活用

WBGT値と気温、相対湿度との関係  
相対湿度 (%)

| WBGT値 (°C) | 相対湿度 (%) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
|------------|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
|            | 20       | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 | 55 | 60 | 65 | 70 | 75 | 80 | 85 | 90 | 95 | 100 |
| 40         | 29       | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44  |
| 39         | 28       | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43  |
| 38         | 28       | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42  |
| 37         | 27       | 28 | 29 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41  |
| 36         | 26       | 27 | 28 | 29 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 39  |
| 35         | 25       | 26 | 27 | 28 | 29 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 38  |
| 34         | 25       | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 37  |
| 33         | 24       | 25 | 25 | 26 | 27 | 28 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 32 | 33 | 34 | 35 | 35 | 36  |
| 32         | 23       | 24 | 25 | 25 | 26 | 27 | 28 | 28 | 29 | 30 | 31 | 31 | 32 | 33 | 34 | 34 | 35  |
| 31         | 22       | 23 | 24 | 24 | 25 | 26 | 27 | 27 | 28 | 29 | 30 | 30 | 31 | 32 | 33 | 33 | 34  |
| 30         | 21       | 22 | 23 | 24 | 24 | 25 | 26 | 27 | 27 | 28 | 29 | 29 | 30 | 31 | 32 | 32 | 33  |
| 29         | 21       | 21 | 22 | 23 | 24 | 24 | 25 | 26 | 26 | 27 | 28 | 29 | 29 | 30 | 31 | 31 | 32  |
| 28         | 20       | 21 | 21 | 22 | 23 | 23 | 24 | 25 | 25 | 26 | 27 | 28 | 28 | 29 | 30 | 30 | 31  |
| 27         | 19       | 20 | 21 | 21 | 22 | 23 | 23 | 24 | 25 | 25 | 26 | 27 | 27 | 28 | 29 | 29 | 30  |
| 26         | 18       | 19 | 20 | 20 | 21 | 22 | 22 | 23 | 24 | 24 | 25 | 26 | 26 | 27 | 28 | 28 | 29  |
| 25         | 18       | 18 | 19 | 20 | 20 | 21 | 22 | 22 | 23 | 23 | 24 | 25 | 25 | 26 | 27 | 27 | 28  |

| WBGT値 | 注意<br>25℃未満 | 警戒<br>25℃～28℃ | 嚴重警戒<br>28℃～31℃ | 危険<br>31℃以上 |
|-------|-------------|---------------|-----------------|-------------|
|-------|-------------|---------------|-----------------|-------------|

※暑さ指数 (WBGT値) とは、①温度、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。  
※「WBGT値測定器」について、JIS規格が制定されています。

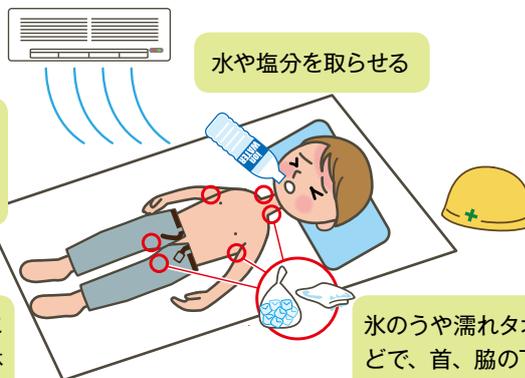
熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか



# 3

## 応急処置



暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す

衣類を緩めて（場合によっては脱がせて）、体から熱の放射を助ける

水や塩分を取らせる

氷のうや濡れタオルなどで、首、脇の下、足の付け根を冷やす

あらかじめ緊急連絡網を作成し、関係者に知らせておいてください。また、作業現場の近くの病院や診療所の場所を確認してください。



#### 異常時の措置

呼びかけに対する返事がおかしいなど意識障害がある場合、自力で水分が摂取できない場合、症状が回復しない場合、その他必要と認める場合には、直ちに医療機関に搬送してください。

ご不明な点がございましたら右記までお問い合わせください

神奈川県労働局 健康課 (☎045-211-7353)  
各労働基準監督署